

地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に関する特約条項
(物品の借入に係る契約)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第2条 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借者の歳出予算における本契約の契約金額について減額又は削除があった場合、賃借者は本契約を変更又は解除することができる。

(契約解除に伴う措置)

第3条 前条の規定により本契約が変更又は解除された場合において、賃貸者に損害が生じたときは、賃貸者は賃借者に対してその損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は賃借者賃貸者協議して定める。